

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 市川市 道路交通部 道路建設課
 工 事 箇 所 自転車走行環境整備工事（R7 市道 0234 号）
 市川市大野町 2 丁目 215 番～南大野 2 丁目 6 番地先

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	■本工事の工程計画を立案するに当たっては、以下の条件を考慮すること。 (1) 本件は、余裕期間制度を適用する試行工事である。 (2) 本件は、任意着手方式を適用する。 (3) 実工期は80日とし、工事着手期限日は令和8年11月2日とする。 契約締結後7日以内に工事着手日通知書を提出すること。 (4) 工期の終期日は、令和9年1月20日とする。 (5) 留意事項 ◇余裕期間内は現場代理人及び主任（監理）技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材（材料承認が必要な資材は除く）等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものである。 ◇その他、実施にあたっては、「市川市建設工事余裕期間制度試行実施要領」に基づき行うこと。 ■1 日の作業時間は原則として昼間作業（8 時から 17 時まで）とし、作業時間に対し何らかの条件（道路使用許可等）が付されている場合は、その内容に従うこと。また、やむを得ず上記作業時間以外に作業を行う必要が生じた場合、監督職員と協議の上了解を得ること。 ■週間工程表を前の週の木曜日までに監督職員に提出すること。工程表には、立会いの有無、現道上の作業の有無も併せて記載すること。提出方法は、紙による直接の提出のほか、FAX、Eメール等の利用も可とする。なお、やむを得ず現道上で休日等に作業を行う場合、工事打合せ簿にて休日・夜間作業届を別途提出すること。ただし、現道上ではない休日等の作業については、週間工程表にその理由を付し提出すればよい。
用 地 関 係	■工事着手前に用地境界を確認し、境界標等の保存に努めること。なお、境界杭を破損、紛失した場合や用地関連で疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。 ■境界標付近の作業が発生する際は、必要に応じて権利者に立会いを依頼する等、境界に関する紛争が生じることのないよう努

	めること。
公 害 対 策 関 係	
安 全 対 策 関 係	■工事の作業中における交通規制は原則として片側交互通行とする。 ■施工期間中は、適切な保安施設によって作業帯、歩行者用通路を明確に区分し、交通誘導を確実に行うこと。 ■交通誘導員を適切に配置し、作業帯及び作業帯に近接する歩行者等の通行の安全確保は確実に行わなければならない。 ■施工中は交通誘導警備員(B)を常時配置すること。また、交通誘導警備員の想定人数は、2人/日（交代要員無し）を見込んでいる。 ■大柏小学校の通学路を含む路線であるため、児童の安全を確保し、施工すること。
工 事 用 道 路 関 係	特に無し
仮 設 備 関 係	特に無し
建 設 副 産 物 関 係	特に無し
工 事 支 障 物 件 等	特に無し
排 水 工 関 係	特に無し
地 盤 改 良 関 係	特に無し
そ の 他	■施工に先立ち設計図の通り矢羽根、ピクトグラムが設置できることを現地にて確認すること。やむを得ず位置等を変更する場合、監督職員と協議の上、了承を得ること。 ■休工中は、道路上に資機材等を仮置きしないこと。 ■矢羽根、ピクトグラムの設置場所が店舗、住宅、駐車場等の出入口及びその近辺で、施工時に車両等の出入りに支障が出ることが想定される場合、関係者に対し事前に工事内容を説明するとともに、通行できない場合の対応や施工時間等、必要な調整を図ること。

※ 明示されていない施工条件及び明示事項が不明確な施工条件等については、監督職員と協議の上、決定するものとする。